

### 3. 市町村データ



## 市町村における児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会

### (子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況等について(概要)

本調査は、平成21年4月1日現在の市区町村(東京都の特別区を含む。以下同じ。)の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況等について把握したものである。

#### 【児童家庭相談業務】

##### ○ 相談窓口に従事する職員数

相談窓口に従事する職員数は、全国で6,842人となっている(前年度比12人増)。うち、一定の専門資格を有する者は4,411人(同125人増)となっている。

※平成20年度において、全国の市区町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は27万364件(前年度比1,483件減)であり、このうち、児童虐待に関する相談受付件数は5万1,620件となっている(同1,500件増)(「平成20年度社会福祉行政業務報告」による)。

#### 【要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況】

##### ○ 地域協議会又は児童虐待防止ネットワークの設置率

地域協議会又は児童虐待防止ネットワークを設置している市区町村の割合は97.6%(前年度比3.5%増)となっている。

##### ○ 地域協議会の調整機関担当職員数

全国で4,938名(前年度比404人増)となっており、そのうち、一定の専門資格を有する者は2,588人(同275人増)となっている。

##### ○ 地域協議会におけるケースの登録数

地域協議会におけるケースの登録数は全体で101,318件であり、そのうち、要保護児童ケース登録数が75,378件(74.4%)、要支援ケース登録数が24,946件(24.6%)、特定妊婦ケースの登録数が994件(1.0%)となっている。

また、要保護児童ケースのうち児童虐待が48,128件(47.5%)となっている。

## 市町村の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会

### (子どもを守る地域ネットワーク) の設置状況等について

(平成21年4月現在)

本調査は、平成21年4月1日現在の市区町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況等について把握したものである。

#### ○ 人口規模区分別市区町村数、該当人口

(平成21年4月1日現在)

人口規模区分	か所	【前年度】	該当区分での合計人口	
市 区	787	【791】		
人口30万人以上	65	【65】	28,937,017 人	(22.5%)
人口10万人～30万人未満	205	【199】	33,266,390 人	(25.9%)
人口10万人未満	517	【527】	27,447,002 人	(21.4%)
町	801	【808】	12,162,234 人	(9.5%)
村	191	【193】	899,115 人	(0.7%)
指定都市(政令指定都市・児童相談所設置市)	19	【19】	25,686,085 人	(20.0%)
計	1,798	【1,811】	128,397,843 人	(100.0%)

# I 市区町村における児童家庭相談業務の状況について

## 1. 相談窓口（主たる相談窓口）の設置場所について

市区においては、家庭児童相談室が設置されている児童福祉主管課又は福祉事務所に窓口を設置している所が、人口規模30万人以上では83.1%（当該区分の総数に対する割合、以下同じ）、10万人以上30万人未満では86.4%、10万人未満では87.2%となっている。

町村部においては、児童福祉主管課、母子保健主管課又は児童福祉・母子保健統合課に相談窓口を設置している所が、町では87.8%、村では87.5%となっている。

指定都市においては、従来から児童相談所を中心に児童家庭相談を担ってきたところであるが、指定都市内の区福祉事務所等に児童家庭相談窓口を設置し、重層構造にしている所が84.2%となっている。

（上段：該当区分での割合 下段：市区町村数）

	規模区分						合計	参考 (平成20年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 児童福祉主管課	58.5%	64.4%	55.3%	45.6%	33.0%	10.5%	49.3%	49.9%
	38	132	286	365	63	2	886	904
② 母子保健主管課	-	1.0%	0.2%	6.9%	6.3%	5.3%	3.9%	3.8%
	-	2	1	55	12	1	71	68
③ 児童福祉・母子保健統合課	7.7%	4.9%	5.4%	35.3%	48.2%	15.8%	23.4%	22.7%
	5	10	28	283	92	3	421	411
④ 福祉事務所 (家庭児童相談室)	24.6%	22.0%	31.9%	0.6%	-	42.1%	13.3%	13.4%
	16	45	165	5	-	8	239	243
⑤ 福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	1.5%	0.5%	2.1%	-	1.0%	-	0.8%	0.8%
	1	1	11	-	2	-	15	15
⑥ 保健センター	1.5%	-	0.2%	5.6%	5.8%	-	3.2%	3.2%
	1	-	1	45	11	-	58	58
⑦ 教育委員会	-	1.5%	3.9%	2.9%	2.6%	-	2.8%	2.7%
	-	3	20	23	5	-	51	48
⑧ 市設置の保健所	-	-	-	-	-	-	-	0.1%
	-	-	-	-	-	-	-	1
⑨ 市設置の児童相談所	-	0.5%	-	-	0.5%	15.8%	0.3%	0.2%
	-	1	-	-	1	3	5	3
⑩ 障害福祉主管課	-	-	0.2%	1.0%	1.0%	-	0.6%	0.7%
	-	-	1	8	2	-	11	13
⑪ その他	6.2%	5.4%	0.8%	2.1%	1.6%	10.5%	2.3%	2.6%
	4	11	4	17	3	2	41	47
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	65	205	517	801	191	19	1,798	1,811

## 2. 主たる相談窓口の担当職員について

主たる相談窓口に従事する相談担当職員は、全国で6,842名配置されている。内訳は、一定の専門資格を有する者(①～⑧)が4,411名(64.5%)、そのうち、児童福祉司と同様の資格を有する者(①～④)が1,041名(15.2%)となっている。

	(上段:該当区分での割合 下段:人数)						合計	参考 (平成20年度)
	規模区分	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村		
① 児童福祉司と同様の資格を有する者 (②、③又は④に該当する者を除く)	16.6%	17.0%	10.3%	3.7%	2.9%	20.6%	10.5%	7.6%
	106	187	168	84	12	161	718	519
② 医師	-	0.1%	0.1%	0.1%	-	0.1%	0.1%	0.2%
	0	1	1	2	-	1	5	12
③ 社会福祉士	9.7%	6.3%	2.9%	1.6%	1.4%	6.4%	4.0%	3.8%
	62	69	48	36	6	50	271	258
④ 精神保健福祉士	0.8%	1.4%	0.4%	0.6%	0.2%	0.6%	0.7%	0.8%
	5	15	7	14	1	5	47	52
小計 (①～④の計) (児童福祉司と同様の資格を有する者)	27.1%	24.8%	13.8%	6.0%	4.6%	27.8%	15.2%	12.3%
	173	272	224	136	19	217	1,041	841
⑤ 保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く)	10.2%	9.3%	6.6%	32.4%	41.3%	16.3%	19.2%	20.7%
	65	102	108	739	171	127	1,312	1,411
⑥ 教員免許を有する者 (①に該当する者を除く)	15.3%	18.3%	27.1%	3.4%	1.2%	10.0%	13.2%	13.3%
	98	201	441	78	5	78	901	905
⑦ 保育士 (①に該当する者を除く)	15.3%	14.4%	12.1%	7.0%	8.5%	6.7%	10.2%	10.6%
	98	158	197	160	35	52	700	724
⑧ ①～⑦に記載の資格を有しない 社会福祉主事	10.8%	8.8%	8.6%	1.8%	1.2%	13.6%	6.7%	5.9%
	69	97	140	40	5	106	457	405
小計 (①～⑧の計)	78.7%	75.7%	68.1%	50.5%	56.8%	74.3%	64.5%	62.8%
	503	830	1,110	1,153	235	580	4,411	4,286
⑨ ①～⑧に記載の資格を有しない 一般事務職員	12.7%	13.9%	24.0%	47.8%	41.3%	16.8%	29.5%	31.2%
	81	153	391	1,091	171	131	2,018	2,130
⑩ その他	8.6%	10.4%	7.9%	1.7%	1.9%	9.0%	6.0%	6.1%
	55	114	128	38	8	70	413	414
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	639	1,097	1,629	2,282	414	781	6,842	6,830

● 都道府県（指定都市含む）別、主たる相談窓口の担当職員

都道府県名等	職員数	種別										参考 (平成20年度)
		①児童福祉司と同様の資格を有する者(②、③又は④に該当する者を除く)	②医師	③社会福祉士	④精神保健福祉士	⑤保健師・助産師・看護師(①に該当する者を除く)	⑥教員免許を有する者(①に該当する者を除く)	⑦保育士(①に該当する者を除く)	⑧①～⑦に記載の資格を有しない社会福祉士	⑨①～⑧に記載の資格を有しない一般事務職員	⑩その他	
北海道	704	16	1	4	2	239	36	36	25	318	27	684
青森県	108	3	-	1	-	27	5	8	4	55	5	105
岩手県	79	3	-	1	-	6	14	10	2	38	5	76
宮城県	120	15	-	-	1	34	13	12	2	35	8	124
秋田県	89	-	-	4	-	13	12	11	5	39	5	79
山形県	93	-	-	1	-	18	12	8	13	38	3	87
福島県	189	5	-	3	-	58	29	3	23	60	8	177
茨城県	137	8	-	4	1	7	43	12	11	42	9	136
栃木県	116	12	-	-	1	21	24	7	5	44	2	113
群馬県	107	4	-	3	-	26	15	8	6	37	8	106
埼玉県	261	26	-	15	-	29	43	15	33	89	11	290
千葉県	224	16	-	6	2	32	71	20	6	57	14	211
東京都	535	73	2	56	11	54	58	99	40	73	69	503
神奈川県	151	19	-	10	3	27	10	24	9	27	22	151
新潟県	102	24	-	2	2	25	14	15	2	15	3	92
富山県	52	12	-	2	-	10	3	5	1	18	1	27
石川県	49	6	-	2	1	14	4	7	1	13	1	45
福井県	42	8	-	4	1	2	4	7	2	12	2	45
山梨県	85	2	-	1	-	26	8	8	7	30	3	93
長野県	212	13	-	1	-	48	33	40	10	55	12	227
岐阜県	118	11	-	2	3	13	4	22	5	51	7	110
静岡県	113	16	-	4	1	12	24	11	17	18	10	126
愛知県	198	15	-	4	-	26	49	34	6	57	7	194
三重県	126	36	-	2	-	16	13	17	2	31	9	121
滋賀県	86	15	-	7	-	12	10	6	11	21	4	92
京都府	58	6	-	1	-	10	10	8	4	16	3	59
大阪府	186	63	-	22	4	13	7	31	14	26	6	177
兵庫県	154	18	-	5	-	21	34	18	11	37	10	133
奈良県	89	4	-	1	-	24	10	13	4	32	1	94
和歌山県	80	1	-	9	-	25	6	4	1	28	6	68
鳥取県	61	-	-	3	-	19	5	7	5	20	2	55
島根県	63	6	-	4	2	24	7	4	3	13	-	73
岡山県	93	14	-	1	-	22	21	3	11	18	3	83
広島県	74	14	-	3	1	3	10	11	9	19	4	67
山口県	60	12	-	2	-	4	9	3	4	21	5	55
徳島県	61	3	-	1	-	20	10	7	1	16	3	68
香川県	42	1	-	1	-	18	3	3	2	11	3	39
愛媛県	72	-	-	3	-	14	8	19	1	25	2	66
高知県	86	7	1	1	-	24	16	6	1	21	9	74
福岡県	185	10	-	3	3	33	23	22	6	81	4	173
佐賀県	43	3	-	-	-	16	14	3	-	15	2	47
長崎県	71	4	-	3	1	14	11	4	6	21	7	77
熊本県	118	9	-	3	1	35	11	7	2	46	4	125
大分県	75	4	-	5	-	3	20	10	5	23	5	72
宮崎県	82	3	-	2	1	26	19	3	1	26	1	99
鹿児島県	126	6	-	1	-	16	10	8	5	69	11	123
沖縄県	86	8	-	7	-	16	5	8	7	30	5	84
札幌市	10	-	-	-	-	-	6	-	4	-	-	27
仙台市	16	3	-	1	-	-	3	1	-	-	8	16
さいたま市	26	1	-	3	-	-	3	2	5	11	1	28
千葉市	12	6	-	-	-	-	-	-	6	-	-	1
横浜市	90	-	-	-	-	18	18	18	18	-	18	241
川崎市	8	1	-	1	-	-	-	5	-	1	-	8
新潟市	25	11	-	7	1	-	1	-	1	2	2	15
静岡市	12	-	-	-	-	-	4	1	4	-	3	12
名古屋市	14	9	-	4	-	-	-	-	1	-	-	14
浜松市	26	16	-	-	-	-	1	1	-	5	3	25
京都市	98	59	-	7	1	-	-	-	31	-	-	85
大阪市	122	28	-	9	-	3	18	7	12	25	20	109
堺市	21	5	-	7	-	-	3	1	5	-	-	21
神戸市	159	5	-	1	2	68	-	3	5	75	-	164
広島市	29	-	-	2	-	3	7	2	13	1	1	21
北九州市	36	1	1	4	-	-	9	11	1	7	2	36
福岡市	20	7	-	-	1	3	6	1	-	-	2	20
横須賀市	31	-	-	-	-	31	-	-	-	-	-	32
金沢市	26	12	-	5	-	1	2	-	-	4	2	30
合計	6,842	718	5	271	47	1,312	901	700	457	2,018	413	6,830
割合	100.0%	10.5%	0.1%	4.0%	0.7%	19.2%	13.2%	10.2%	6.7%	29.5%	6.0%	100.0%

(参考 平成20年度)

合計	6,830	519	12	258	52	1,411	905	724	405	2,130	414
割合	100.0%	7.6%	0.2%	3.8%	0.8%	20.7%	13.3%	10.6%	5.9%	31.2%	6.1%

● 都道府県（指定都市含む）別、職員の正規・非正規、専任・兼任数

主たる相談窓口に従事する職員は、正規職員が4,636名（67.8%）、また専任職員は2,893名（42.3%）配置されている。

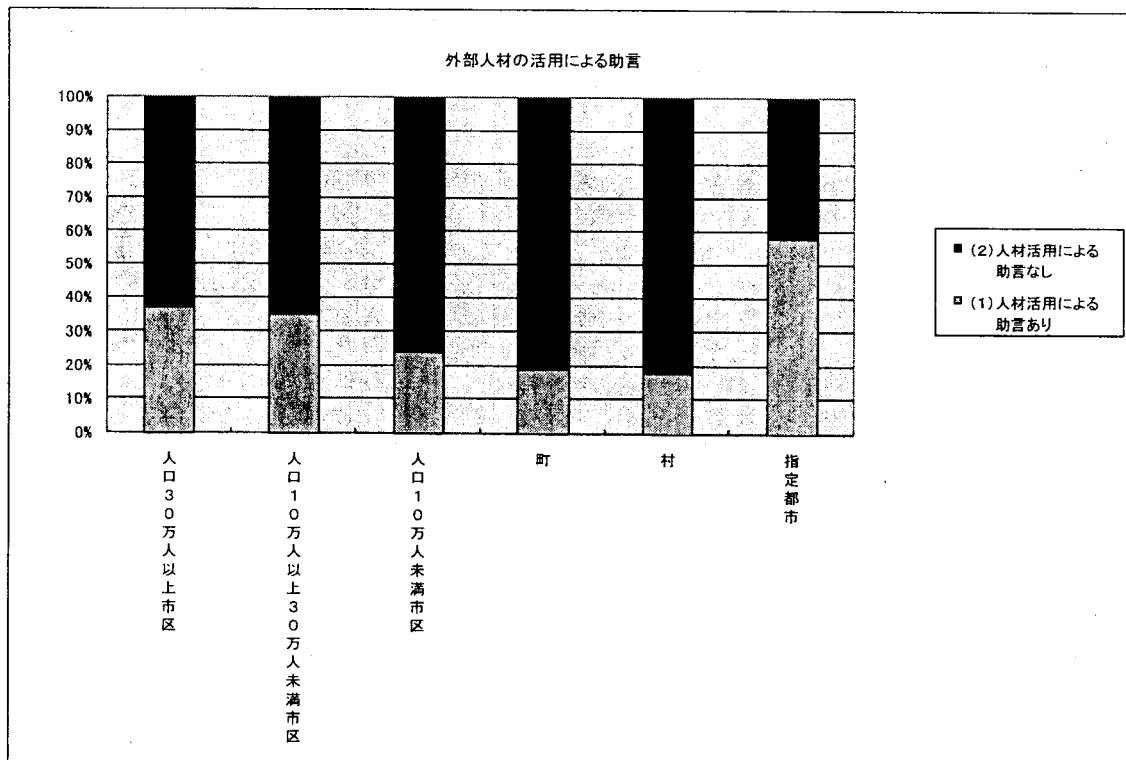
都道府県名等	職員数		割合		職員数		割合	
	正規職員	正規職員以外	正規割合	正規以外割合	専任数	兼任数	専任割合	兼任割合
北海道	626	78	88.9%	11.1%	100	604	14.2%	85.8%
青森県	98	10	90.7%	9.3%	18	90	16.7%	83.3%
岩手県	56	23	70.9%	29.1%	19	60	24.1%	75.9%
宮城県	92	28	76.7%	23.3%	37	83	30.8%	69.2%
秋田県	56	33	62.9%	37.1%	39	50	43.8%	56.2%
山形県	75	18	80.6%	19.4%	23	70	24.7%	75.3%
福島県	157	32	83.1%	16.9%	48	141	25.4%	74.6%
茨城県	77	60	56.2%	43.8%	64	73	46.7%	53.3%
栃木県	76	40	65.5%	34.5%	45	71	38.8%	61.2%
群馬県	83	24	77.6%	22.4%	33	74	30.8%	69.2%
埼玉県	183	78	70.1%	29.9%	114	147	43.7%	56.3%
千葉県	127	97	56.7%	43.3%	131	93	58.5%	41.5%
東京都	303	232	56.6%	43.4%	464	71	86.7%	13.3%
神奈川県	83	68	55.0%	45.0%	90	61	59.6%	40.4%
新潟県	63	39	61.8%	38.2%	42	60	41.2%	58.8%
富山県	39	13	75.0%	25.0%	24	28	46.2%	53.8%
石川県	39	10	79.6%	20.4%	24	25	49.0%	51.0%
福井県	25	17	59.5%	40.5%	20	22	47.6%	52.4%
山梨県	61	24	71.8%	28.2%	32	53	37.6%	62.4%
長野県	145	67	68.4%	31.6%	82	130	38.7%	61.3%
岐阜県	80	38	67.8%	32.2%	34	84	28.8%	71.2%
静岡県	61	52	54.0%	46.0%	58	55	51.3%	48.7%
愛知県	120	78	60.6%	39.4%	103	95	52.0%	48.0%
三重県	83	43	65.9%	34.1%	68	58	54.0%	46.0%
滋賀県	52	34	60.5%	39.5%	51	35	59.3%	40.7%
京都府	28	30	48.3%	51.7%	30	28	51.7%	48.3%
大阪府	115	71	61.8%	38.2%	121	65	65.1%	34.9%
兵庫県	75	79	48.7%	51.3%	75	79	48.7%	51.3%
奈良県	68	21	76.4%	23.6%	24	65	27.0%	73.0%
和歌山県	66	14	82.5%	17.5%	17	63	21.3%	78.8%
鳥取県	49	12	80.3%	19.7%	14	47	23.0%	77.0%
島根県	52	11	82.5%	17.5%	12	51	19.0%	81.0%
岡山県	58	35	62.4%	37.6%	42	51	45.2%	54.8%
広島県	44	30	59.5%	40.5%	21	53	28.4%	71.6%
山口県	37	23	61.7%	38.3%	22	38	36.7%	63.3%
徳島県	43	18	70.5%	29.5%	23	38	37.7%	62.3%
香川県	31	11	73.8%	26.2%	7	35	16.7%	83.3%
愛媛県	53	19	73.6%	26.4%	36	36	50.0%	50.0%
高知県	54	32	62.8%	37.2%	32	54	37.2%	62.8%
福岡県	130	55	70.3%	29.7%	53	132	28.6%	71.4%
佐賀県	25	18	58.1%	41.9%	18	25	41.9%	58.1%
長崎県	44	27	62.0%	38.0%	35	36	49.3%	50.7%
熊本県	91	27	77.1%	22.9%	32	86	27.1%	72.9%
大分県	42	33	56.0%	44.0%	46	29	61.3%	38.7%
宮崎県	64	18	78.0%	22.0%	22	60	26.8%	73.2%
鹿児島県	93	33	73.8%	26.2%	37	89	29.4%	70.6%
沖縄県	48	38	55.8%	44.2%	36	50	41.9%	58.1%
札幌市	-	10	-	100.0%	10	-	100.0%	-
仙台市	-	16	-	100.0%	16	-	100.0%	-
さいたま市	16	10	61.5%	38.5%	9	17	34.6%	65.4%
千葉市	6	6	50.0%	50.0%	6	6	50.0%	50.0%
横浜市	36	54	40.0%	60.0%	-	90	-	100.0%
川崎市	1	7	12.5%	87.5%	7	1	87.5%	12.5%
新潟市	21	4	84.0%	16.0%	-	25	-	100.0%
静岡市	6	6	50.0%	50.0%	8	4	66.7%	33.3%
浜松市	12	2	85.7%	14.3%	8	6	57.1%	42.9%
名古屋市	17	9	65.4%	34.6%	26	-	100.0%	-
京都市	56	42	57.1%	42.9%	98	-	100.0%	-
大阪市	74	48	60.7%	39.3%	80	42	65.6%	34.4%
堺市	6	15	28.6%	71.4%	21	-	100.0%	-
神戸市	146	13	91.8%	8.2%	-	159	-	100.0%
広島市	16	13	55.2%	44.8%	13	16	44.8%	55.2%
北九州市	7	29	19.4%	80.6%	-	36	-	100.0%
福岡市	-	20	-	100.0%	20	-	100.0%	-
横須賀市	28	3	90.3%	9.7%	31	-	100.0%	-
金沢市	18	8	69.2%	30.8%	22	4	84.6%	15.4%
合計	4,636	2,206	67.8%	32.2%	2,893	3,949	42.3%	57.7%
(参考) 平成20年度	4,728	2,102	69.2%	30.8%	2,694	4,136	39.4%	60.6%



### 3. 外部人材の活用による助言について

弁護士や医師等の外部人材の活用については、助言ありとする市区町村が416か所(23.1%)となっている。

	規模区分						合計	参考 (平成20年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
(1)人材活用による 助言あり	36.9%	35.1%	24.0%	18.9%	17.8%	57.9%	23.1%	21.9%
	24	72	124	151	34	11	416	397
(2)人材活用による 助言なし	63.1%	64.9%	76.0%	81.1%	82.2%	42.1%	76.9%	78.1%
	41	133	393	650	157	8	1,382	1,414
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	205	517	801	191	19	1,798	1,811



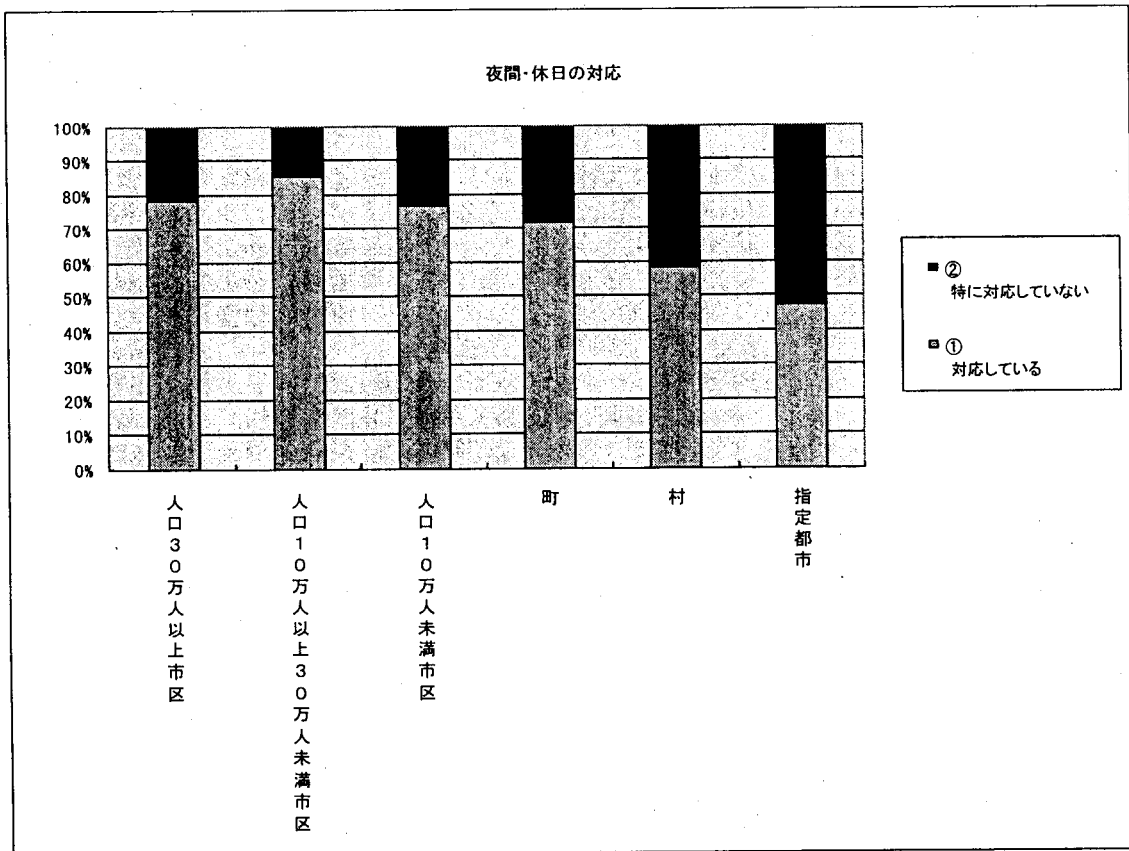
# 4. 夜間・休日の対応について

## (1) 夜間・休日の対応状況について

夜間・休日の対応については、対応している市区町村が1,320か所(73.4%)となっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規模区分						合計	参考 (平成20年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 対応している	78.5%	85.4%	77.0%	71.8%	58.6%	47.4%	73.4%	72.0%
	51	175	398	575	112	9	1,320	1,304
② 特に対応していない	21.5%	14.6%	23.0%	28.2%	41.4%	52.6%	26.6%	28.0%
	14	30	119	226	79	10	478	507
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	205	517	801	191	19	1,798	1,811



(2) 夜間・休日の対応方法について

夜間・休日対応を行っている市区町村について、その内容を見ると、「③相談担当の職員以外の職員（守衛等）が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応」が1,057か所（58.8%）となっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規模区分						合計	参考 (平成20年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 相談担当の職員が宿日直により対応	-	0.5%	0.8%	0.6%	0.5%	5.3%	0.7%	0.9%
	-	1	4	5	1	1	12	16
② 夜間・休日対応用の携帯電話を所持するなどして、相談担当の職員が対応	4.6%	6.3%	6.8%	4.0%	2.6%	-	4.9%	4.7%
	3	13	35	32	5	0	88	85
③ 相談担当の職員以外の職員(守衛等)が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応	49.2%	56.1%	60.7%	61.9%	50.3%	21.1%	58.8%	58.1%
	32	115	314	496	96	4	1,057	1,052
④ 民間の相談機関に対応を委託	4.6%	2.4%	1.0%	0.5%	0.5%	-	1.0%	1.2%
	3	5	5	4	1	0	18	21
⑤ 児童相談所へ転送	-	5.9%	2.3%	1.4%	-	-	1.9%	1.4%
	0	12	12	11	0	0	35	26
⑥ その他	20.0%	14.1%	5.4%	3.4%	4.7%	21.1%	6.1%	5.7%
	13	29	28	27	9	4	110	104
⑦ 特に対応していない	21.5%	14.6%	23.0%	28.2%	41.4%	52.6%	26.6%	28.0%
	14	30	119	226	79	10	478	507
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	205	517	801	191	19	1,798	1,811

## 5. 都道府県（児童相談所等）からの後方支援について

都道府県（児童相談所等）からの後方支援について、「①児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施」は1, 329か所（73.9%）、「②児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言」は1, 556か所（86.5%）、「③ケース検討会議、要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員等が参加」は1, 605か所（89.3%）が「支援を受けている」と回答している。

		規模区分						合計	参考 (平成20年度)
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施	支援を受けている	75.4%	76.6%	81.6%	70.5%	62.8%	84.2%	73.9%	70.3%
		49	157	422	565	120	16	1,329	1,274
	あまり支援を受けていない	15.4%	11.7%	9.5%	12.4%	14.1%	10.5%	11.7%	16.5%
		10	24	49	99	27	2	211	298
	合計	90.8%	88.3%	91.1%	82.9%	77.0%	94.7%	85.7%	86.8%
		59	181	471	664	147	18	1,540	1,572
② 児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言	支援を受けている	84.6%	88.8%	93.6%	86.1%	66.0%	100.0%	86.5%	84.0%
		55	182	484	690	126	19	1,556	1,522
	あまり支援を受けていない	13.8%	10.2%	6.0%	8.6%	10.5%	-	8.3%	11.0%
		9	21	31	69	20	-	150	200
	合計	98.5%	99.0%	99.6%	94.8%	76.4%	100.0%	94.9%	95.1%
		64	203	515	759	146	19	1,706	1,722
③ ケース検討会議、要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員等が参加	支援を受けている	98.5%	97.1%	96.9%	87.0%	66.5%	89.5%	89.3%	86.7%
		64	199	501	697	127	17	1,605	1,570
	あまり支援を受けていない	1.5%	2.4%	2.3%	4.5%	7.3%	5.3%	3.8%	5.4%
		1	5	12	36	14	1	69	97
	合計	100.0%	99.5%	99.2%	91.5%	73.8%	94.7%	93.1%	92.0%
		65	204	513	733	141	18	1,674	1,667
④ 年間を通じて市区町村に都道府県(又は児童相談所)職員を派遣	支援を受けている	4.6%	3.9%	7.9%	7.5%	3.1%	10.5%	6.7%	7.2%
		3	8	41	60	6	2	120	131
	あまり支援を受けていない	4.6%	2.4%	4.1%	6.2%	9.4%	10.5%	5.5%	6.8%
		3	5	21	50	18	2	99	123
	合計	9.2%	6.3%	12.0%	13.7%	12.6%	21.1%	12.2%	14.0%
		6	13	62	110	24	4	219	254
⑤ 定期的に市区町村に都道府県職員(又は児童相談所)を派遣して市区町村を支援	支援を受けている	3.1%	6.8%	13.0%	6.9%	7.9%	15.8%	8.7%	7.5%
		2	14	67	55	15	3	156	135
	あまり支援を受けていない	7.7%	6.8%	7.7%	8.1%	9.4%	10.5%	8.0%	10.6%
		5	14	40	65	18	2	144	192
	合計	10.8%	13.7%	20.7%	15.0%	17.3%	26.3%	16.7%	18.1%
		7	28	107	120	33	5	300	327
⑥ 児童相談所への市区町村職員の受け入れ	支援を受けている	21.5%	9.3%	3.9%	3.1%	1.6%	10.5%	4.6%	5.9%
		14	19	20	25	3	2	83	106
	あまり支援を受けていない	1.5%	4.4%	2.9%	3.7%	5.2%	5.3%	3.7%	5.0%
		1	9	15	30	10	1	66	91
	合計	23.1%	13.7%	6.8%	6.9%	6.8%	15.8%	8.3%	10.9%
		15	28	35	55	13	3	149	197
⑦ 国の指針とは別に、都道府県独自の市区町村向けの児童家庭相談マニュアル等を作成	支援を受けている	70.8%	62.0%	51.3%	38.0%	24.6%	68.4%	44.6%	41.0%
		46	127	265	304	47	13	802	742
	あまり支援を受けていない	7.7%	9.3%	8.1%	10.7%	14.7%	5.3%	10.1%	11.7%
		5	19	42	86	28	1	181	212
	合計	78.5%	71.2%	59.4%	48.7%	39.3%	73.7%	54.7%	52.7%
		51	146	307	390	75	14	983	954
⑧ その他	支援を受けている	12.3%	13.7%	8.9%	7.0%	7.3%	10.5%	8.6%	6.6%
		8	28	46	56	14	2	154	119
	あまり支援を受けていない	10.8%	10.2%	9.3%	6.6%	9.4%	5.3%	8.2%	6.2%
		7	21	48	53	18	1	148	113
	合計	23.1%	23.9%	18.2%	13.6%	16.8%	15.8%	16.8%	12.8%
		15	49	94	109	32	3	302	232
市区町村数		65	205	517	801	191	19	1,798	1,811

## 6. 虐待事例に関する役割分担について

虐待事例に関し、市区町村と児童相談所の役割分担の取り決めがなされているかどうかについては、「取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている」が1,280か所(71.2%)となっている。また、市区町村と児童相談所が重なる虐待事例を取り扱う際、どちらが事例の主担当であるか明らかにしているかについては、905か所(50.3%)の市区町村は個々の事例によって主担当を決めている。

		(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)						合 計	参 考 (平成20年度)
		規 模 区 分							
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 市区町村と児童相談所の役割分担についての取り決め	文書での取り決め	13.8%	14.1%	9.5%	6.5%	3.7%	31.6%	8.5%	5.9%
		9	29	49	52	7	6	152	106
	文書はないが一応決められている	36.9%	30.2%	21.9%	16.7%	13.1%	42.1%	20.4%	22.0%
		24	62	113	134	25	8	366	398
	取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている	49.2%	55.6%	68.7%	76.8%	83.2%	26.3%	71.2%	72.2%
	32	114	355	615	159	5	1,280	1,307	
	合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		65	205	517	801	191	19	1,798	1,811
② 市区町村と児童相談所が重なる事例を取り扱う際、どちらが主担当か明らかにしているか	明らかにしている (文章等でルールを明記)	9.2%	15.1%	9.7%	6.4%	4.7%	21.1%	8.4%	5.3%
		6	31	50	51	9	4	151	96
	明らかにしている (ルールを明記したものは無い)	44.6%	40.0%	30.2%	20.0%	11.5%	47.4%	25.5%	26.3%
		29	82	156	160	22	9	458	477
	明らかにしていない	7.7%	5.4%	11.2%	20.1%	25.7%	-	15.8%	17.3%
		5	11	58	161	49	-	284	313
	個々の事例による	38.5%	39.5%	48.9%	53.6%	58.1%	31.6%	50.3%	51.1%
		25	81	253	429	111	6	905	925
	合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		65	205	517	801	191	19	1,798	1,811
市区町村数		65	205	517	801	191	19	1,798	1,811

【参考】市町村児童家庭相談件数(平成 20 年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)より抜粋)

平成 20 年度に全国の市町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は約 27 万件 (対前年度比 1,483 件減)、うち児童虐待に関する相談受付件数は 51,620 件(対前年度比 1,500 件増)。また、相談を受け付けた後、具体的な援助内容(助言指導・児童相談所等への送致等)を決定した相談対応件数は約 28 万件(対前年度比 2,287 件減)、うち児童虐待に関する相談対応件数は 53,020 件(対前年度比 1,402 件増)となっている。

	受付件数			対応件数		
	総数 ①	児童虐待相談 ②	その他の相談 ①-②	総数 ③	児童虐待相談 ④	その他の相談 ③-④
北海道	8,845	1,425	7,420	9,078	1,463	7,615
青森県	1,799	82	1,717	1,798	82	1,716
岩手県	1,504	488	1,016	1,560	483	1,077
宮城県	2,618	759	1,859	2,655	767	1,888
秋田県	1,521	212	1,309	1,515	208	1,307
山形県	1,993	221	1,772	1,966	211	1,755
福島県	2,692	420	2,272	2,691	417	2,274
茨城県	4,204	820	3,384	4,352	857	3,495
栃木県	1,832	445	1,387	1,839	452	1,387
群馬県	2,716	539	2,177	2,709	528	2,181
埼玉県	9,415	1,883	7,532	9,427	1,890	7,537
千葉県	6,600	1,976	4,624	7,056	2,160	4,896
東京都	29,424	4,705	24,719	28,366	4,838	23,528
神奈川県	5,783	1,569	4,214	6,270	1,827	4,443
新潟県	4,694	657	4,037	4,731	680	4,051
富山県	2,364	348	2,016	2,406	387	2,019
石川県	1,248	240	1,008	1,239	238	1,001
福井県	1,264	183	1,081	1,328	190	1,138
山梨県	1,620	298	1,322	1,790	363	1,427
長野県	5,318	721	4,597	5,487	724	4,763
岐阜県	4,661	599	4,062	4,900	618	4,282
静岡県	3,924	1,014	2,910	4,017	1,024	2,993
愛知県	5,874	1,658	4,216	6,050	1,699	4,351
三重県	4,928	849	4,079	4,944	855	4,089
滋賀県	5,107	2,307	2,800	5,108	2,307	2,801
京都府	2,015	728	1,287	2,015	728	1,287
大阪府	16,813	5,907	10,906	16,947	5,950	10,997
兵庫県	23,489	2,612	20,877	23,490	2,612	20,878
奈良県	6,425	726	5,699	6,425	726	5,699
和歌山県	1,780	305	1,475	1,799	310	1,489
鳥取県	888	137	751	884	142	742
島根県	1,253	251	1,002	1,253	251	1,002
岡山県	2,052	1,080	972	2,052	1,080	972
広島県	2,905	756	2,149	2,906	746	2,160
山口県	1,709	375	1,334	1,580	379	1,201
徳島県	1,245	232	1,013	1,297	232	1,065
香川県	1,455	458	997	1,495	477	1,018
愛媛県	1,420	327	1,093	1,398	320	1,078
高知県	1,779	446	1,333	1,774	445	1,329
福岡県	9,363	1,310	8,053	10,278	1,341	8,937
佐賀県	1,167	216	951	1,260	214	1,046
長崎県	2,299	393	1,906	2,255	381	1,874
熊本県	3,318	689	2,629	3,420	712	2,708
大分県	2,433	588	1,845	2,440	599	1,841
宮崎県	1,706	513	1,193	1,659	544	1,115
鹿児島県	2,522	422	2,100	2,522	323	2,199
沖縄県	2,122	556	1,566	2,136	572	1,564
指定都市(別掲)						
札幌市	748	53	695	748	53	695
仙台市	922	309	613	922	309	613
さいたま市	526	247	279	534	251	283
千葉市	1,330	542	788	1,374	550	824
横浜市	22,156	338	21,818	24,014	763	23,251
川崎市	4,987	645	4,342	5,081	656	4,425
新潟市	285	168	117	285	168	117
静岡市	1,342	255	1,087	1,342	255	1,087
浜松市	1,120	123	997	1,130	135	995
名古屋市	1,143	705	438	1,861	481	1,380
京都市	1,808	827	981	2,004	916	1,088
大阪市	4,686	1,196	3,490	4,809	1,166	3,643
堺市	2,910	1,093	1,817	2,910	1,093	1,817
神戸市	8,817	645	8,172	8,817	645	8,172
広島市	839	139	700	787	132	655
北九州市	2,198	443	1,755	2,198	443	1,755
福岡市	1,810	402	1,408	1,980	525	1,455
中核市(別掲)						
横須賀市	631	45	586	2,242	127	2,115
金沢市	-	-	-	-	-	-
合計	270,364	51,620	218,744	277,605	53,020	224,585
平成19年度	271,847	50,120	221,727	279,892	51,618	228,274
対前年度	▲ 1,483	1,500	▲ 2,983	▲ 2,287	1,402	▲ 3,689

## II 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況について

### 1. 設置状況について

#### (1) 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況

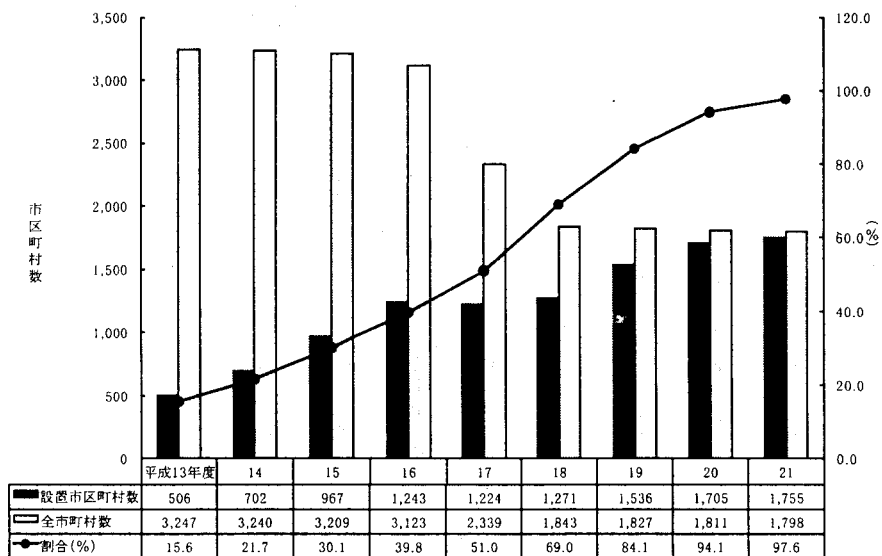
児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という）を設置済みの市区町村は、全国1,798市区町村のうち1,663か所（92.5%）、児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という）を設置済みの市区町村は、92か所（5.1%）となっている。

地域協議会又はネットワークを設置済みである市区町村の数及び割合は、1,755か所（97.6%）となっている。

表1-1 地域協議会及びネットワークの設置状況（平成21年4月1日現在）

	規模区分						合計	参考 (平20年4月)
	人口30万人以上市区	人口10万人以上30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	指定都市		
市区町村数	65	205	517	801	191	19	1,798	1,811
地域協議会	数	64	200	499	721	161	1,663	1,532
	%	98.5%	97.6%	96.5%	90.0%	84.3%	94.7%	84.6%
ネットワーク	数	1	5	16	59	10	92	173
	%	1.5%	2.4%	3.1%	7.4%	5.2%	5.3%	9.6%
合計	数	65	205	515	780	171	1,755	1,705
	%	100.0%	100.0%	99.6%	97.4%	89.5%	100.0%	97.6%

(参考1) 地域協議会又はネットワークの設置数および割合



注) 平成17年度までは6月1日現在の調査であり、18年度からは4月1日現在の調査である。

平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、平成17年度からは地域協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

(2) 地域協議会及びネットワークの設置見込み

平成21年度末の地域協議会又はネットワークの設置数及び割合は、1,782か所(99.1%)、平成22年度末には1,790か所(99.6%)となる見込みである。

表1-2 地域協議会及びネットワークの設置見込み

(平成21年4月1日現在)

		規模区分						合計
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市	
市区町村数		65	205	517	801	191	19	1,798
平成21年 4月1日 時点の 設置数	地域協議会	数 64	200	499	721	161	18	1,663
	ネットワーク	数 1	5	16	59	10	1	92
	小計	数 65	205	515	780	171	19	1,755
		% 100.0%	100.0%	99.6%	97.4%	89.5%	100.0%	97.6%
平成21年度 末見込み	地域協議会	数 65	202	510	755	175	19	1,726
	ネットワーク	数 -	3	7	41	5	-	56
	小計	数 65	205	517	796	180	19	1,782
		% 100.0%	100.0%	100.0%	99.4%	94.2%	100.0%	99.1%
平成22年度 末見込み	地域協議会	数 65	204	514	774	180	19	1,756
	ネットワーク	数 -	1	3	25	5	-	34
	小計	数 65	205	517	799	185	19	1,790
		% 100.0%	100.0%	100.0%	99.8%	96.9%	100.0%	99.6%
ネットワークが設置されておらず、 地域協議会も設置しない		数 -	-	-	2	6	-	8
		% -	-	-	0.2%	3.1%	-	0.4%
合計		数 65	205	517	801	191	19	1,798
		% 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



(3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

地域協議会又はネットワークを設置済みの市区町村の割合を都道府県ごとにみると、最低で79.5%、最高で100.0%となっている。

全体では、60～79%が1県(2.1%)、80～99%が13都道県(27.7%)、100%が33府県(70.2%)となっている。

(参考2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

(平成21年4月1日現在)

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
北海道	167	92.8%	10	5.6%	177	98.3%
青森県	40	100.0%	-	-	40	100.0%
岩手県	35	100.0%	-	-	35	100.0%
宮城県	28	77.8%	8	22.2%	36	100.0%
秋田県	25	100.0%	-	-	25	100.0%
山形県	35	100.0%	-	-	35	100.0%
福島県	37	62.7%	16	27.1%	53	89.8%
茨城県	42	95.5%	1	2.3%	43	97.7%
栃木県	30	100.0%	-	-	30	100.0%
群馬県	36	100.0%	-	-	36	100.0%
埼玉県	70	100.0%	-	-	70	100.0%
千葉県	45	80.4%	10	17.9%	55	98.2%
東京都	58	93.5%	-	-	58	93.5%
神奈川県	33	100.0%	-	-	33	100.0%
新潟県	30	96.8%	-	-	30	96.8%
富山県	13	86.7%	-	-	13	86.7%
石川県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
福井県	17	100.0%	-	-	17	100.0%
山梨県	28	100.0%	-	-	28	100.0%
長野県	75	93.8%	1	1.3%	76	95.0%
岐阜県	42	100.0%	-	-	42	100.0%
静岡県	27	73.0%	8	21.6%	35	94.6%
愛知県	61	100.0%	-	-	61	100.0%
三重県	29	100.0%	-	-	29	100.0%
滋賀県	18	69.2%	8	30.8%	26	100.0%
京都府	26	100.0%	-	-	26	100.0%
大阪府	42	97.7%	1	2.3%	43	100.0%
兵庫県	41	100.0%	-	-	41	100.0%
奈良県	27	69.2%	4	10.3%	31	79.5%
和歌山県	27	90.0%	3	10.0%	30	100.0%
鳥取県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
島根県	21	100.0%	-	-	21	100.0%
岡山県	27	100.0%	-	-	27	100.0%
広島県	23	100.0%	-	-	23	100.0%
山口県	20	100.0%	-	-	20	100.0%

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
徳島県	23	95.8%	1	4.2%	24	100.0%
香川県	13	76.5%	3	17.6%	16	94.1%
愛媛県	19	95.0%	1	5.0%	20	100.0%
高知県	34	100.0%	-	-	34	100.0%
福岡県	56	84.8%	7	10.6%	63	95.5%
佐賀県	20	100.0%	-	-	20	100.0%
長崎県	23	100.0%	-	-	23	100.0%
熊本県	47	100.0%	-	-	47	100.0%
大分県	17	94.4%	1	5.6%	18	100.0%
宮崎県	28	100.0%	-	-	28	100.0%
鹿児島県	38	84.4%	4	8.9%	42	93.3%
沖縄県	32	78.0%	5	12.2%	37	90.2%
全国	1,663	92.5%	92	5.1%	1,755	97.6%

設置済み 市町村の割合	都道府県数(構成比)
100%	33(70.2%)
80%~99%	13(27.7%)
60%~79%	1(2.1%)
合計	47

## 2. 設置形態・構造・構成メンバーについて

### (1) 地域協議会の構造

地域協議会の構造は、「3層構造」が1,073か所(64.5%)、「2層構造」が488か所(29.3%)となっている。

表2 協議会の構造 (平成21年4月1日現在)

		規模区分					合計	参考 (平20年4月)	
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村			指定都市
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)		64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
3層構造 (代表者会議、 実務者会議、 個別ケース検討会議)	数	53	172	375	393	64	16	1,073	992
	%	82.8%	86.0%	75.2%	54.5%	39.8%	88.9%	64.5%	64.8%
2層構造 (代表者会議と実務者会議、 又は 代表者会議と個別ケース検討会議)	数	3	14	97	289	85	-	488	487
	%	4.7%	7.0%	19.4%	40.1%	52.8%	-	29.3%	31.8%
その他	数	8	14	27	39	12	2	102	53
	%	12.5%	7.0%	5.4%	5.4%	7.5%	11.1%	6.1%	3.5%
合計	数	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### (2) 実務者会議の形態

実務者会議の形態は、「全ての相談種別を実務者会議として協議する」が865か所(52.0%)、次いで「相談内容別に分けて開催する」が489か所(29.4%)、「地域別に分けて協議する」が145か所(8.7%)となっている。

表3 協議会の実務者会議の形態(複数回答) (平成21年4月1日現在)

		規模区分					合計	参考 (平20年4月)	
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村			指定都市
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)		64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
全ての相談種別を 実務者会議として協議する	数	27	109	252	377	96	4	865	827
	%	42.2%	54.5%	50.5%	52.3%	59.6%	22.2%	52.0%	54.0%
地域別に分けて協議する	数	17	19	40	50	7	12	145	121
	%	26.6%	9.5%	8.0%	6.9%	4.3%	66.7%	8.7%	7.9%
相談内容別に分けて開催する	数	7	36	123	264	56	3	489	385
	%	10.9%	18.0%	24.6%	36.6%	34.8%	16.7%	29.4%	25.1%
その他	数	18	43	96	70	19	2	248	269
	%	28.1%	21.5%	19.2%	9.7%	11.8%	11.1%	14.9%	17.6%

(3) 構成する関係機関等

地域協議会への参加割合をみると、行政機関では、教育委員会、児童相談所、警察署、都道府県設置の保健所の参加率が、関係機関では、保育所、幼稚園、小中学校の参加率が、関係団体では民生児童委員協議会、医師会の参加率が高かった。

表4 関係機関等の状況

(平成21年4月1日現在)

		規模区分						合計		
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市	数	%	
地域協議会設置数(平成21年4月1日)			200	499	721	161	18	1,663	100.0%	
行政 機 関	市 町 村	児童福祉主管課	57	190	415	396	64	13	1,135	68.3%
		母子保健主管課	54	165	384	333	55	13	1,004	60.4%
		児童福祉・母子保健統合主管課	13	29	80	355	107	7	591	35.5%
		福祉事務所(家庭児童相談室)	40	123	356	74	19	15	627	37.7%
		福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	55	135	243	51	9	13	506	30.4%
		保健センター	41	129	256	283	46	10	765	46.0%
		教育委員会	63	199	485	693	148	18	1,606	96.6%
		市設置の保健所	40	18	13	12	5	12	100	6.0%
		市設置の児童相談所	2	2	5	8	5	18	40	2.4%
		障害福祉主管課	38	131	237	298	52	6	762	45.8%
	その他	42	124	190	156	43	12	567	34.1%	
	国・ 都 道 府 県	児童相談所	63	198	490	682	149	5	1,587	95.4%
		都道府県設置の保健所	13	164	432	509	93	-	1,211	72.8%
		福祉事務所	3	24	109	436	100	-	672	40.4%
		警察署	64	198	492	688	146	18	1,606	96.6%
		法務局	42	121	253	202	19	15	652	39.2%
		家庭裁判所	8	21	11	6	1	8	55	3.3%
		その他	14	35	73	89	20	2	233	14.0%
		病院・診療所	34	96	198	342	99	9	778	46.8%
医 療 機 関 ・ 教 育 機 関 ・ 福 祉 施 設 等	保育所(地域子育て支援センターを含む)	53	177	451	657	141	14	1,493	89.8%	
	幼稚園	53	174	407	440	45	14	1,133	68.1%	
	小学校	51	178	436	659	153	14	1,491	89.7%	
	中学校	50	172	419	645	149	13	1,448	87.1%	
	特別支援学校	11	53	107	65	14	3	253	15.2%	
	児童館	23	50	98	105	21	8	305	18.3%	
	乳児院	11	15	19	4	1	10	60	3.6%	
	児童養護施設	34	77	98	47	2	15	273	16.4%	
	情緒障害児短期治療施設	2	1	7	4	-	3	17	1.0%	
	児童自立支援施設	2	6	5	4	-	6	23	1.4%	
	児童家庭支援センター	5	24	41	33	6	5	114	6.9%	
	障害児施設	7	25	36	27	1	6	102	6.1%	
	配偶者暴力相談支援センター	13	24	32	16	1	4	90	5.4%	
	その他	15	41	76	75	11	9	227	13.7%	
関 係 団 体 等	医師会	63	190	427	311	29	17	1,037	62.4%	
	歯科医師会	35	105	140	77	3	12	372	22.4%	
	看護協会	4	7	9	2	-	-	22	1.3%	
	弁護士会	23	33	35	7	2	14	114	6.9%	
	社会福祉協議会	38	125	253	389	92	9	906	54.5%	
	民生児童委員協議会	64	194	467	651	135	18	1,529	91.9%	
	NPO団体	20	50	60	30	7	14	181	10.9%	
	里親会	8	3	15	6	-	5	37	2.2%	
	その他	44	101	220	190	33	16	604	36.3%	

(注) 地域協議会から見た参加割合であり、関係機関の中には、都道府県単位で設置されるものや、全ての都道府県に設置されていないものもある。

### 3. 要保護児童対策調整機関について

#### (1) 要保護児童対策調整機関の指定

児童福祉法第25条の2第4項に規定する調整機関は、児童福祉主管課が907か所（54.5%）で最も多く、次いで児童福祉・母子保健統合主管課が436か所（26.2%）、福祉事務所（家庭児童相談室）が129か所（7.8%）となっている。

表5 要保護児童対策調整機関の指定

（平成21年4月1日現在）

	規模区分						合計	参考 (平20年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
児童福祉主管課	数	42	147	320	348	44	6	907	886
	%	65.6%	73.5%	64.1%	48.3%	27.3%	33.3%	54.5%	57.8%
母子保健主管課	数	-	-	5	18	4	-	27	23
	%	-	-	1.0%	2.5%	2.5%	-	1.6%	1.5%
児童福祉・母子保健統合主管課	数	8	10	37	289	87	5	436	383
	%	12.5%	5.0%	7.4%	40.1%	54.0%	27.8%	26.2%	25.0%
福祉事務所 (家庭児童相談室)	数	10	25	88	3	2	1	129	100
	%	15.6%	12.5%	17.6%	0.4%	1.2%	5.6%	7.8%	6.5%
福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	数	1	1	28	-	2	-	32	24
	%	1.6%	0.5%	5.6%	-	1.2%	-	1.9%	1.6%
保健センター	数	-	1	1	10	2	-	14	13
	%	-	0.5%	0.2%	1.4%	1.2%	-	0.8%	0.8%
教育委員会	数	-	3	13	24	8	-	48	34
	%	-	1.5%	2.6%	3.3%	5.0%	-	2.9%	2.2%
市設置の保健所	数	-	-	-	-	1	-	1	2
	%	-	-	-	-	0.6%	-	0.1%	0.1%
児童相談所	数	-	-	-	4	2	3	9	11
	%	-	-	-	0.6%	1.2%	16.7%	0.5%	0.7%
障害福祉主管課	数	-	-	1	5	1	-	7	9
	%	-	-	0.2%	0.7%	0.6%	-	0.4%	0.6%
その他	数	3	13	6	20	8	3	53	47
	%	4.7%	6.5%	1.2%	2.8%	5.0%	16.7%	3.2%	3.1%
合計	数	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 担当職員

調整機関の担当職員は、全国で4,938名配置されている。内訳は、一定の専門資格を有する者(①~⑧)は2,588名(52.4%)、そのうち「児童福祉司と同様の資格を有する者(①~④)」は699名(14.2%)となっている。

表6-1 要保護児童対策調整機関の担当職員

(平成21年4月1日現在)

	規模区分						合計	参考 (平20年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
① 児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く)	数	80	156	141	65	8	39	489	359
	%	21.7%	18.5%	9.6%	4.1%	2.6%	11.1%	9.9%	7.9%
② 医師	数	-	1	1	1	-	-	3	1
	%	-	0.1%	0.1%	0.1%	-	-	0.1%	0.0%
③ 社会福祉士	数	31	50	40	28	7	18	174	158
	%	8.4%	5.9%	2.7%	1.7%	2.3%	5.1%	3.5%	3.5%
④ 精神保健福祉士	数	3	14	5	8	1	2	33	41
	%	0.8%	1.7%	0.3%	0.5%	0.3%	0.6%	0.7%	0.9%
小計(①~④の計) (児童福祉司と同様の資格を有する者)	数	114	221	187	102	16	59	699	559
	%	31.0%	26.2%	12.8%	6.4%	5.2%	16.9%	14.2%	12.3%
⑤ 保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く)	数	42	90	106	292	77	75	682	617
	%	11.4%	10.7%	7.2%	18.2%	25.2%	21.4%	13.8%	13.6%
⑥ 教員免許を有する者 (①に該当する者を除く)	数	36	109	244	61	4	10	464	443
	%	9.8%	12.9%	16.7%	3.8%	1.3%	2.9%	9.4%	9.8%
⑦ 保育士 (①に該当する者を除く)	数	46	94	135	98	25	22	420	408
	%	12.5%	11.1%	9.2%	6.1%	8.2%	6.3%	8.5%	9.0%
⑧ ①から⑦に該当しない 社会福祉主事	数	32	91	143	25	6	26	323	286
	%	8.7%	10.8%	9.8%	1.6%	2.0%	7.4%	6.5%	6.3%
小計(①~⑧の計)	数	270	605	815	578	128	192	2,588	2,313
	%	73.4%	71.6%	55.6%	36.0%	41.8%	54.9%	52.4%	51.0%
⑨ ①から⑧に該当しない 一般事務職	数	78	175	567	1,006	173	134	2,133	2,021
	%	21.2%	20.7%	38.7%	62.7%	56.5%	38.3%	43.2%	44.6%
⑩ その他	数	20	65	83	20	5	24	217	200
	%	5.4%	7.7%	5.7%	1.2%	1.6%	6.9%	4.4%	4.4%
合計	数	368	845	1,465	1,604	306	350	4,938	4,534
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 担当職員の詳細

担当職員の正規職員・正規職員以外の状況は、正規職員が3,887名(78.7%)、正規職員以外が1,051名(21.3%)となっている。

また、専任・兼任の状況は、専任が1,914名(38.8%)、他の業務と兼任が3,024名(61.2%)となっている。

表6-2 要保護児童対策調整機関の担当職員 (平成21年4月1日現在)

		規模区分						合計	参考 (平20年4月)	
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)		64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
担当職員数		数	368	845	1,465	1,604	306	350	4,938	4,534
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
正規職員・ 正規職員以外の状況	正規職員	数	257	558	968	1,523	294	287	3,887	3,630
		%	69.8%	66.0%	66.1%	95.0%	96.1%	82.0%	78.7%	80.1%
	正規職員以外	数	111	287	497	81	12	63	1,051	904
		%	30.2%	34.0%	33.9%	5.0%	3.9%	18.0%	21.3%	19.9%
専任・兼任の状況	専任	数	273	510	627	221	14	269	1,914	1,700
		%	74.2%	60.4%	42.8%	13.8%	4.6%	76.9%	38.8%	37.5%
	兼任	数	95	335	838	1,383	292	81	3,024	2,834
		%	25.8%	39.6%	57.2%	86.2%	95.4%	23.1%	61.2%	62.5%

## 4. 活動状況等について

### (1) 児童虐待防止に関する活動内容

平成20年度における代表者会議の設置は1,248か所、実務者会議の設置が1,069か所、個別ケース検討会議の設置が1,379か所となっている。また、年間の平均開催数は、代表者会議が1.26回、実務者会議が6.06回、個別ケース検討会議が19.52回となっている。

なお、個別ケース検討会議における1ケースあたりの平均検討回数は2.48回となっている。

表7 児童虐待防止に関する活動内容 (平成20年度実績)

		規 模 区 分					合 計	参 考 (平成19年度)		
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村			指定都市	
代 表 者 会 議	平成20年度設置数 (a)	61	190	440	458	81	18	1,248	1,131	
	開催実績数 (b)	回	106	257	546	505	87	67	1,568	1,403
	平均開催数 (c) = (b) ÷ (a)	回	1.74	1.35	1.24	1.10	1.07	3.72	1.26	1.24
実 務 者 会 議	平成20年度設置数 (d)	60	183	371	379	60	16	1,069	920	
	開催実績数 (e)	回	590	1,425	2,064	1,424	118	856	6,477	5,509
	平均開催数 (f) = (e) ÷ (d)	回	9.83	7.79	5.56	3.76	1.97	53.50	6.06	5.99
個 別 ケ ー ス 検 討 会 議	平成20年度 個別ケース検討会議設置数 (g)	63	197	473	559	73	14	1,379	1,224	
	個別ケース検討会議の開催数(h)	回	4,092	8,403	8,749	3,824	484	1,366	26,918	25,161
	平成20年度ケース実件数 (i)	人	3,963	9,838	10,044	4,151	466	3,201	31,663	28,381
	平成20年度延べケース数 (j)	人	8,508	31,729	24,009	7,234	1,402	5,678	78,560	66,886
	平均開催数 (k) = (h) ÷ (g)	回	64.95	42.65	18.50	6.84	6.63	97.57	19.52	20.56
1ケースあたりの平均検討回数 (l) = (j) ÷ (i)	回	2.15	3.23	2.39	1.74	3.01	1.77	2.48	2.36	

(2) ケースの実登録数

地域協議会におけるケースの登録数は全体で101,318件であり、そのうち、要保護児童ケース登録数が75,378件(74.4%)、要支援ケース登録数が24,946件(24.6%)、特定妊婦ケースの登録数が994件(1.0%)となっている。

また、要保護児童ケースのうち児童虐待が48,128件(47.5%)となっている。

表8-1 ケースの実登録数

(平成21年6月末日時点)

		規模区分						合計	参考 (平20年6月)
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)		64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
要保護児童ケース	数	13,827	23,989	20,392	5,984	374	10,812	75,378	-
	%	86.9%	74.6%	72.5%	71.4%	66.1%	66.9%	74.4%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数		216.0	119.9	40.9	8.3	2.3	600.7	45.3	-
うち児童虐待	数	9,837	15,157	11,001	3,776	190	8,167	48,128	46,604
	%	61.8%	47.1%	39.1%	45.1%	33.6%	50.5%	47.5%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数		153.7	75.8	22.0	5.2	1.2	453.7	28.9	30.4
うち非行	数	112	391	562	161	11	118	1,355	-
	%	0.7%	1.2%	2.0%	1.9%	1.9%	0.7%	1.3%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数		1.8	2.0	1.1	0.2	0.1	6.6	0.8	-
うち不登校・いじめ	数	286	1,080	1,558	411	45	473	3,853	-
	%	1.8%	3.4%	5.5%	4.9%	8.0%	2.9%	3.8%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数		4.5	5.4	3.1	0.6	0.3	26.3	2.3	-
その他	数	3,592	7,361	7,271	1,636	128	2,054	22,042	-
	%	22.6%	22.9%	25.8%	19.5%	22.6%	12.7%	21.8%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数		56.1	36.8	14.6	2.3	0.8	114.1	13.3	-
要支援ケース	数	2,060	7,640	7,489	2,320	187	5,250	24,946	-
	%	12.9%	23.8%	26.6%	27.7%	33.0%	32.5%	24.6%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数		32.2	38.2	15.0	3.2	1.2	291.7	15.0	-
特定妊婦ケース	数	32	518	265	72	5	102	994	-
	%	0.2%	1.6%	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	1.0%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数		0.5	2.6	0.5	0.1	0.0	5.7	0.6	-
合計	数	15,919	32,147	28,146	8,376	566	16,164	101,318	85,525
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-



(3) ケースの進行管理台帳の作成

地域協議会におけるケースの進行管理台帳は、1,159か所(69.7%)で作成されている。

表8-2 ケース進行管理台帳の作成の有無

	規模区分						合計	参考 (平20年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
作成している	数	62	173	403	434	72	15	1,159	1,029
	%	96.9%	86.5%	80.8%	60.2%	44.7%	83.3%	69.7%	67.2%
作成していない	数	2	27	96	287	89	3	504	503
	%	3.1%	13.5%	19.2%	39.8%	55.3%	16.7%	30.3%	32.8%
合計	数	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(4) ケースの見直しの頻度

地域協議会においてケース進行管理台帳を作成している場合、ケースの見直しの頻度として、少なくとも「3か月以内に1回」が305か所(18.3%)、「4～6か月以内に1回」が175か所(10.5%)、「6か月以上に1回」が51か所(3.1%)となっている。また、「必要に応じて随時」が594か所(35.7%)となっている。

表8-3 ケースの見直しの頻度

	規模区分						合計	参考 (平20年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
うちケース進行管理台帳 を作成している協議会数	62	173	403	434	72	15	1,159	1,029	
① 3か月以内に1回	数	33	77	121	57	9	8	305	274
	%	51.6%	38.5%	24.2%	7.9%	5.6%	44.4%	18.3%	17.9%
② 4～6か月以内に1回	数	12	37	63	57	3	3	175	138
	%	18.8%	18.5%	12.6%	7.9%	1.9%	16.7%	10.5%	9.0%
③ 6か月以上に1回	数	3	6	13	24	5	-	51	40
	%	4.7%	3.0%	2.6%	3.3%	3.1%	-	3.1%	2.6%
小計	数	48	120	197	138	17	11	531	452
	%	75.0%	60.0%	39.5%	19.1%	10.6%	61.1%	31.9%	29.5%
④ 必要に応じて随時	数	13	46	194	284	54	3	594	528
	%	20.3%	23.0%	38.9%	39.4%	33.5%	16.7%	35.7%	34.5%
⑤ その他	数	1	7	12	12	1	1	34	49
	%	1.6%	3.5%	2.4%	1.7%	0.6%	5.6%	2.0%	3.2%
合計	数	62	173	403	434	72	15	1,159	1,029
	%	96.9%	86.5%	80.8%	60.2%	44.7%	83.3%	69.7%	67.2%

(5) ケース終結の基準

地域協議会において、ケースを終結させるにあたり、「基準あり」は341か所(20.5%)、「基準なし」は1,322か所(79.5%)となっている。

表8-4 ケースの終結

		規模区分					合計	
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村		指定都市
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)		64	200	499	721	161	18	1,663
基準あり	数	34	83	128	78	13	5	341
	%	53.1%	41.5%	25.7%	10.8%	8.1%	27.8%	20.5%
基準なし	数	30	117	371	643	148	13	1,322
	%	46.9%	58.5%	74.3%	89.2%	91.9%	72.2%	79.5%
合計	数	64	200	499	721	161	18	1,663
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

